

半田市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の市の保有する資産（市のWEBページを含む。以下「市有資産」という。）について、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のWEBページ

ウ 市が所有する建物

エ その他広告媒体として活用できる市有資産で別に定めるもの

(2) 掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の要件を満たすものとする。

(1) 本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報であること。

(2) 屋外広告については愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）を遵守し、その内容及びデザインについては当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を損なわないものであること。

2 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）の広告については、掲載をしないものとする。

(1) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等

(2) ギャンブル性（公営を除く。）を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等

(3) その他前項の要件に適合しない事業等

3 次に掲げる内容の広告については、掲載をしないものとする。

(1) 法令又は条例で禁止された事物を扱う内容

(2) ギャンブル性（公営を除く。）を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な内容

(3) その他第1項の要件に適合しない内容

4 前2項に規定する掲載基準の細目については、別に定める。

5 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納があるものの広告については、掲載をしないものとする。

(広告審査委員会)

第4条 掲載の可否及びその他事項を決定するにあたり、疑義が生じたときの審査等を行うために半田市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、財政課長をもって充て、委員は、企画課長、総務課長、市民協働課長、産業課長、観光課長、都市計画課長及び生涯学習課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

4 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の関係する課等の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に景観アドバイザー等の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会の会議を招集する暇がないと委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。

(広告主の責任等)

第6条 広告に関する法的・倫理的責任等一切の責任は広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載期間が終了したときは、市の指示に従い広告を撤去するとともに広告媒体を現状に復するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

- 3 版下原稿及び広告の作成並びに広告の取付け及び撤去に要する経費は、広告主の負担とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- 4 広告主は、広告の不適切な管理により、市及び第三者に損害を及ぼすことがないようにしなければならない。
- 5 広告が破損等した場合において、その修復に要する経費は、広告主の負担とする。ただし、市の責めによる場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この要綱の施行日前に実施している広告の掲載については、当分の間従前の例による。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第3条の基準により許可を受けている者の基準については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。